大久保仁政談
一心多助
木宗版
第壹号
大久保彦左ヱ門

A 452

大久保仁政談

第壹号

木宗版

松月画

48-8079

島田藤左門

鳴田
内田川嵜
の三七下部
共もろ〳〵
悪計を施
して五郎
兵衛とつる
り
おとしたり
下部可内
下部角内
下部可助

大久保仁政談第一号
松前五郎太郎
茲ハ松前屋五郎兵衛の由来を悉く尋ねる事
書ハ省せしが其期よりのぞんで庄五郎俄に病をもよし遂れ難き事ども其混雑に継母彼の五百石のさたをもと

庄五郎の娘ある同性五郎三郎丈へ
庄五郎と稱して
五郎太郎と名を
父の庄五郎
五郎三郎の遺をして五郎太郎をふ等と
立腹奉行へ訴出て罪決して
五百石を繰りありしが
津軽御より采邑
五郎太郎の母の実家より父庄五郎
後妻を取りしゆゑ
女子を設け成長して
里農
追放されて今は是非なく
父のかたへ身の
郷士

清兵ヱ娘お銀

櫃と

五百石の
墨附の寫を西おはら國を
うち退去およきあらて
浅草浦町より繪の
米屋を深きじゝえよう
理数の若ゝるを六日ゆ增し
ゝ世す第百昌じ今ハ下男

松前屋五ゝ兵ヱ

行くゝしよ元
清兵衛の娘
おぎんハ五帝
五清の
容貌もきよ
らゝ
ゆゑ
諸
事
ゆ
ゆも
利ゝ

中若ゝを抱ゆゝゝとゆゝ
精業の折ゝゝゆ其儀
ゝて富商と稱ゝる坂倉
屋清兵衛ゝゝ
圍碁のゝゝ

坂倉屋清兵衛

者ゆゝ
父清兵
清ゝ死
五帝ゝ兵の妻
ゝゝゝ
夫婦の
ゝゝゆ
弥一ゝ
ゝゝる粹を設
けゝ家業も
ゝゝ繁昌ゝ
けるゆ軒も

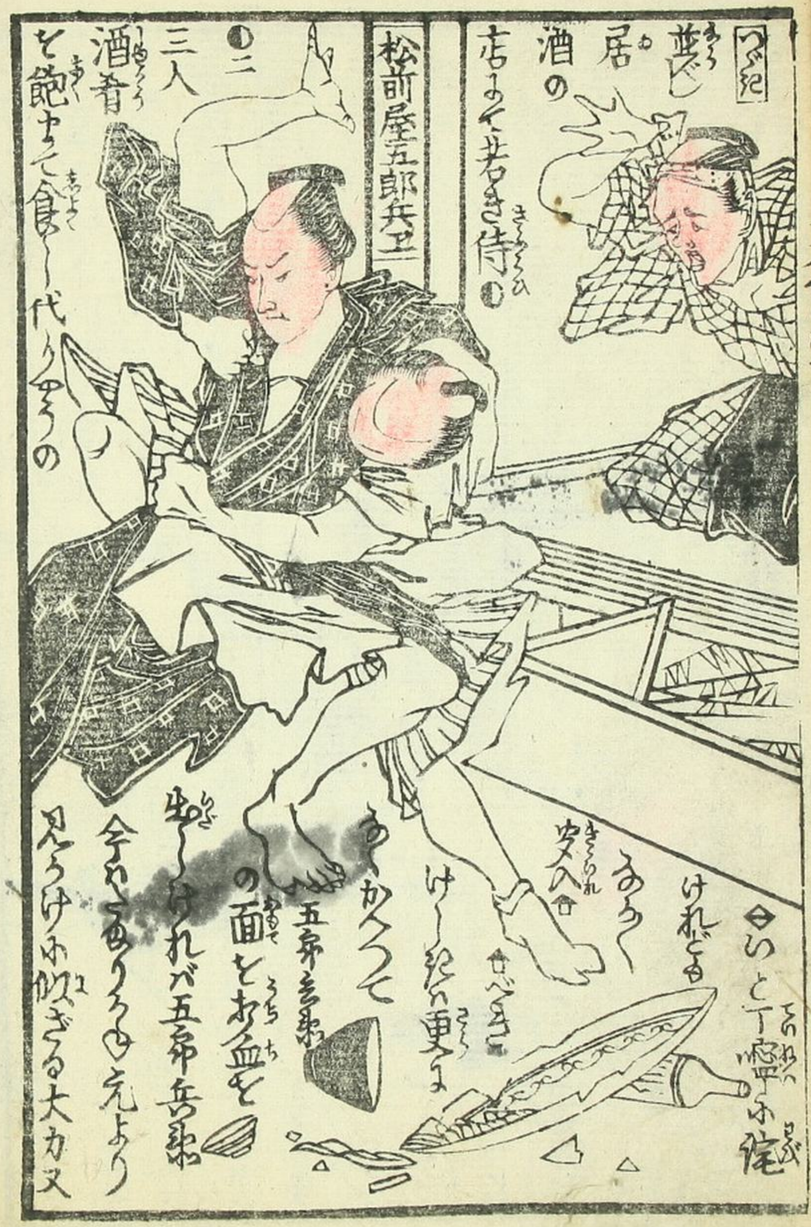
つぐれ
酒の
居
酒の
店にて若き侍
松前屋五郎兵衛
二
三人
酒肴
を飽きて食べ代りの
いと丁寧に
けれども
あるべき
空人
けれども更に
あるかくて
五郎兵衛
の面をあ血を
ければ五郎兵衛
今はあるべき元より
見るけれ仰ぎる大力又

拔合はしと云へ〜拔力はての
乳婦らうぜん甚だ苦惑
る〜只驚怪けれども空人
次第なる切らしけるゆゑ
五郎兵衛の
彼の場所
侍の向ひて
ある〜のうるぶ間法を
思ひ出す
やうにも
用捨
力ち
翻法
見られ
五郎
の
の
立時
白日
五郎
文間人の
苦

松前屋五兵衛

つぎは島田の八郎左
とあの五郎左もやはり門弟
なる
内田宗
左衛門
おと
義
の弟
三郎左
恥面
あるはまた
せんと
拂果
へは唯
刀ゆるち
◎五郎左をとめつく
五郎左せんと思ひ
怒り無行とめづ
僕三人を招
きて
どう〳〵五郎左
辛
き目
せんとして
却て

御用
とう〳〵さんと思ひの
桂前屋五郎兵衛
◎外ヶ川寺内田の
更より急左衛門
さんぐるを打
傷を拔もあれば
瘡を
走るあり
とりし
おくもりの
瘡のとつけ
彼の
武乃
と宣
慢して
と
と
と言
せんと思へ
左衛門

つゞき
疵に唯に つけ
とゝろ長と有しに
下駄の歯
有りてまんまと
町奉行
魚賣一心太助
伊藤
件の
伊藤
尋常に
縄掌
組子

大久保彦左
組子
嚴
及
無
実と
組子

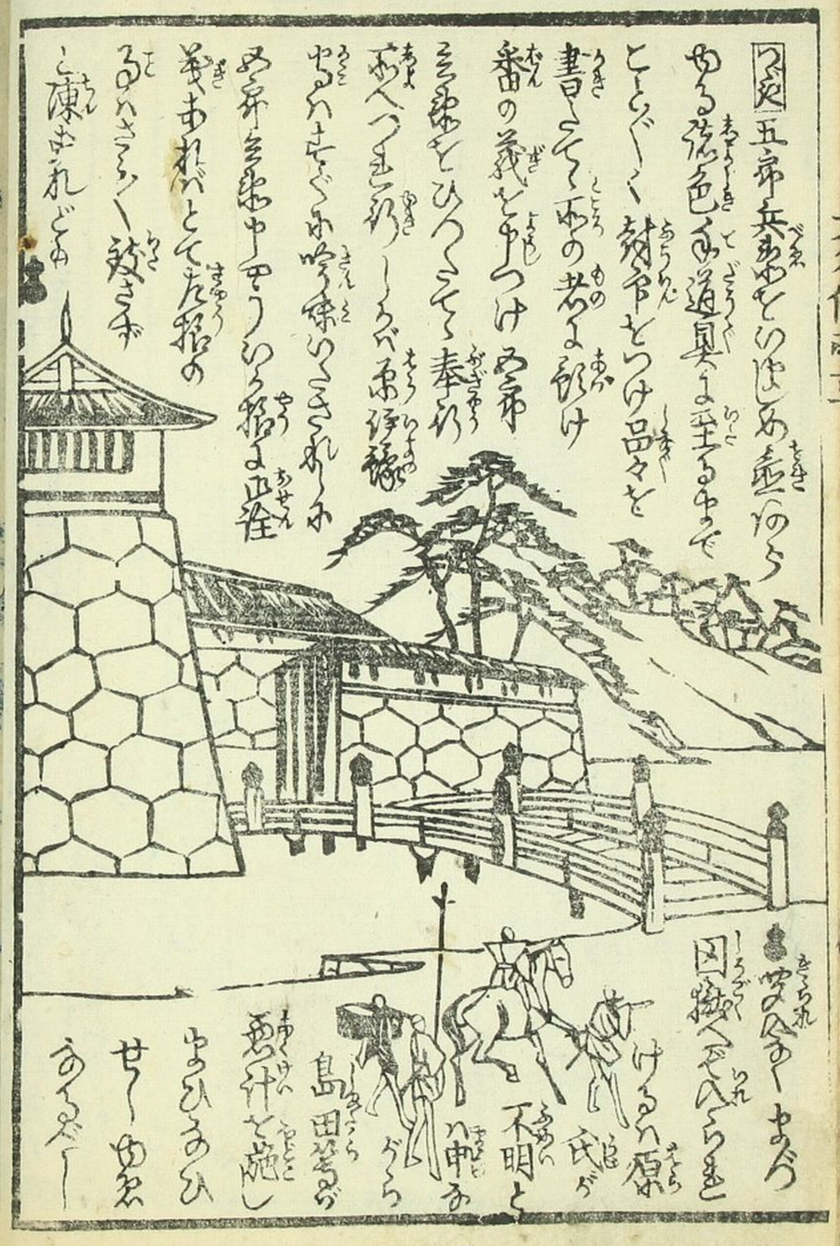

明治十一年五月九日御届

出版人　馬喰町四丁目十八番地　小森宗次郎

編輯兼　

大久保仁政談

貳号

木宗版

島田藤左衛門

松前屋五郎兵衛

紅葉屋

大久保仁政談

北屋

大久保彦
左衛門ハ相州
小田原の産ゆ〜して幼名を
平助と号せ十六
才の時飛賀須門
寺山にて壹番乗
とす〜其后家康
公に随従して者も〜軍
功も〜大坂の戰に養君を
援けて天王寺に入數苦を
ゆる事家康公感ゝ諸侯の列に加へんと
㊐
㊐ 応せ
徳川氏を
三代勤して
才智絶
倫ある
事を
世の中に
あらを
せず

五郎兵衛
白洲に於て
國もとの
継母が
讃をお
よそ

大久保仁政談第二号

茲に大久保彦左衛門綱郷とて徳川三代の功臣にして武勇

其の生涯皆義時の惑をとゝめ自他の為に利益

原伊豫守山

うゝにて
ゆくに
上下の
人ぞる
ことを
敬ひて
ざるれる
うけ

大久保彦左衛門

絶ぬ一の志ゆん
ゆゝして義理に
さゝゝとして忠
直を二の英傑あり
其身微賤なれども
一族にさ人勝られ
一ゆと言ひ通ゝて人を人とも思はず

又稀世
川岸に
ち助とて
志ある魚賣
ありて色
ちをのはて
俠気あり信義ゆて
一心二河白道と大
字を腕に入ぼくえ
ちゝり出る大久保の
邸へ来く魚をすゝ
るゆよう其ふさしの図

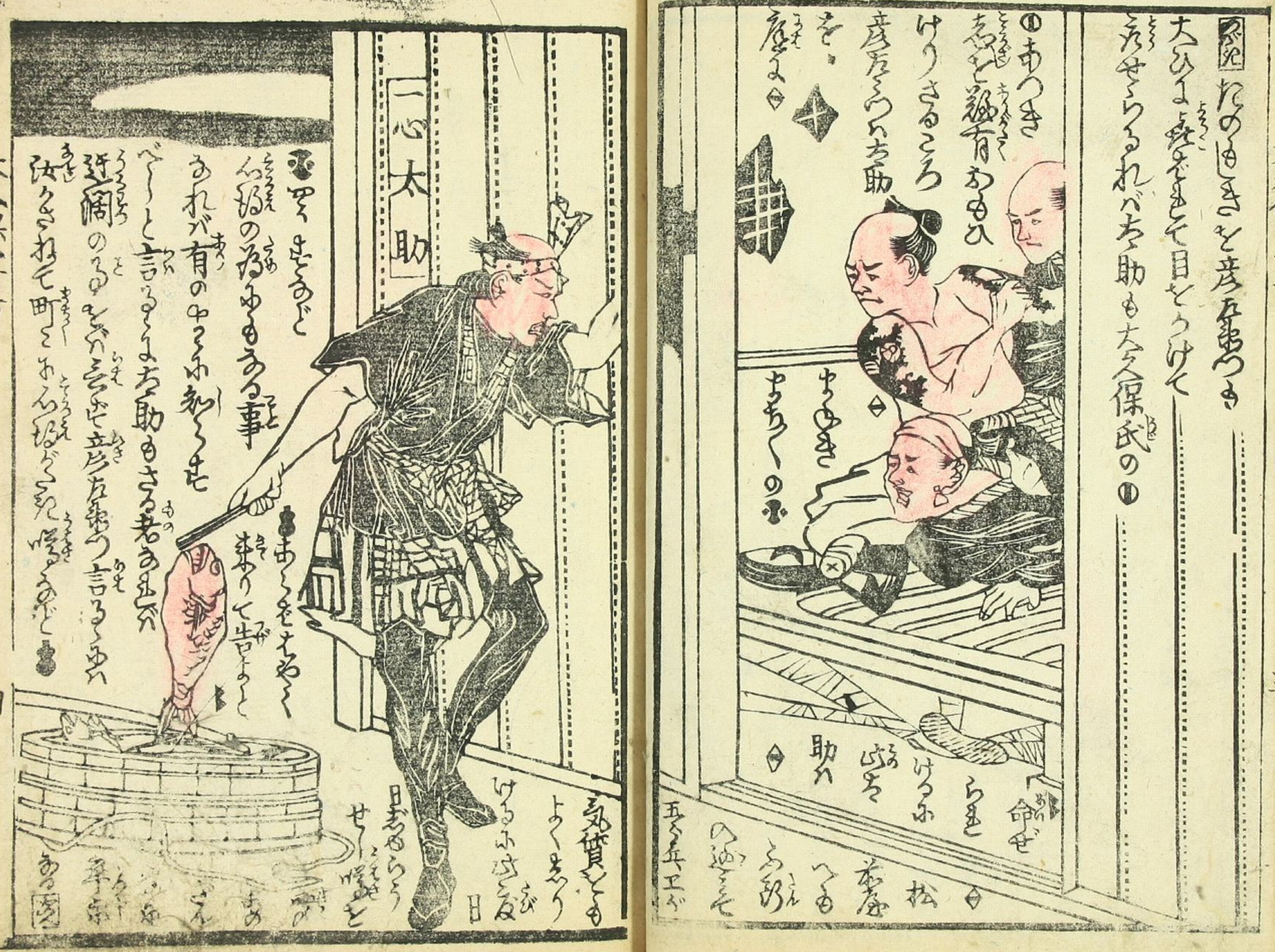
一心太助
れバ太助も大久保氏の
目をうけて
けりさるころ
言るよ太助もさる者
町と
気質とも
五郎兵エが
松
命ぜ

木宗
版いろ〳〵
朝ける島田
そのの三人ぐ
知恵の意
根ろう起りくる
寛する
穀屋の
ゆう所人
平日悪
悲みく
正直を
ゆるしと
合点ゆき〳〵
浅草町より
松前屋の門さて
遠
告げく
浅草町の

人をのろふる仁あり
男気あり　武勇あり
あるひとゆえ却て斗ざる
大よまん其外へ禁獄
せられうろうろの者あり
徳ゆり　松陰徳の
其ゆゑもが
ふつと
苦〳〵もと
虫歯の
ぎつう石
あぢ

▲去年をわりとつる死　酷吏の云ふ事　民を苦く
たゞて　其上の斯のごとく　空ゆ五〳〵兵弟と
やうんいて　小者ふ　あるいはぞむ〳〵　教さゞ　天子の
怒る　暴れあり　汝ゞ忠告　松平屋の
ゆゑの　ゆゑ　ゆゑ　則ち上の　罪あり

◎ゆ明の裁　義七
仲市ゆゑき　弟を喰
ありとそ　松平
ゆのゆゑし　汝ゞ
浮定　原
敵のこと　伊達ある　京へ
あれ　罪人　松平屋

だんごゆゑ　手代新六
かゆゑ　〳〵　〳〵
もうと　晴〳〵　〳〵
屋敷の　屋敷　五三郎
松平屋へ　教ひらさる
敵の　ものゆゑ
ぜよ　ゆゑ
大ある　陰徳よ
こゝをゆゑ　れて
ちゞ　弟ひ　ると
ゆゑ　彦　たこう

中ゆゑ　白
罪科　決
ゆゑ　若
ある
ゆゑ

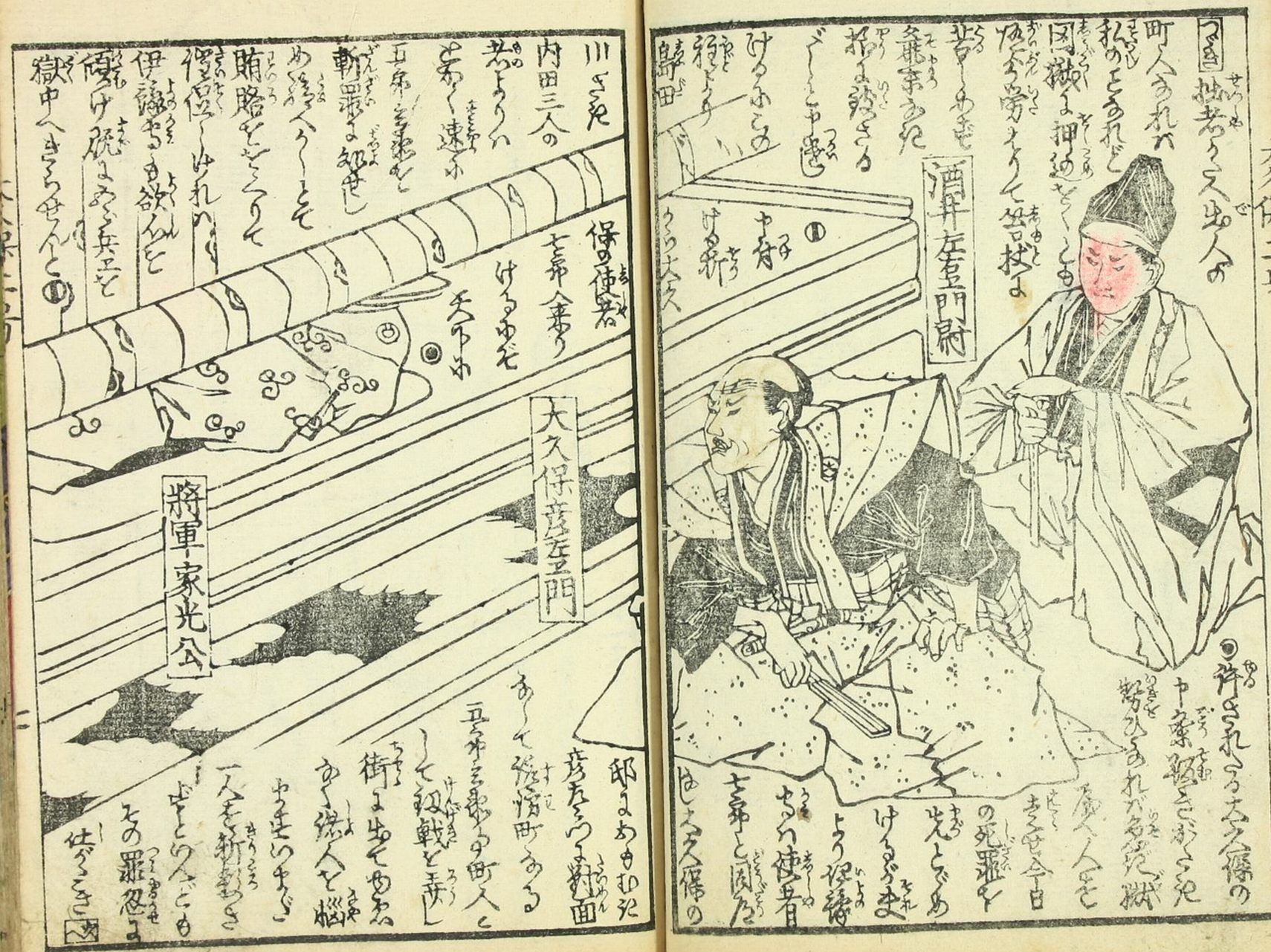
酒井左衛門尉
大久保彦左衛門
将軍家光公

つるき
事科
金七れのそ
ゝもしし故よ
あゝぞ
今日
斬罪
逃ゝて
使者の
かるむき
捕えられず推条仕
つりぬいゝるれハかの
車とかくまそ
島田義左衛門
日数
かの
あのとつけ
立せ〜ハ図
図
ふう封の
中ハ
禮兜あり中ご外ハ
いぶりとき書物あり
町人の為にそ封じき
ものを渡〜もつたるい
入手兼あり死刑よ

捕えられぬや
脇腹ゝ甘れあ毒ハ落
ゆきぶせとゝるゝハ大久保
氏い書の毒ある顔ゝをそ
やゝ〜ハ辺ハ平蔵であり
あゝ〜ゝ根の根とせん
ゝゝとも逆ぶ人の
命を捨〜せゝ
るとそとゝ長柴
わゝちゆきぬあれど
竹筒火しよせらを
伊藤ふゝ兵ゝ罪
大久保二号
ゝりとも過ちゆハ
ゝゝ〜ゝを彦左衛つ
ゝをはしらをふり
さそハ町人にそ
武具をもはて
ひとゆゝふ番

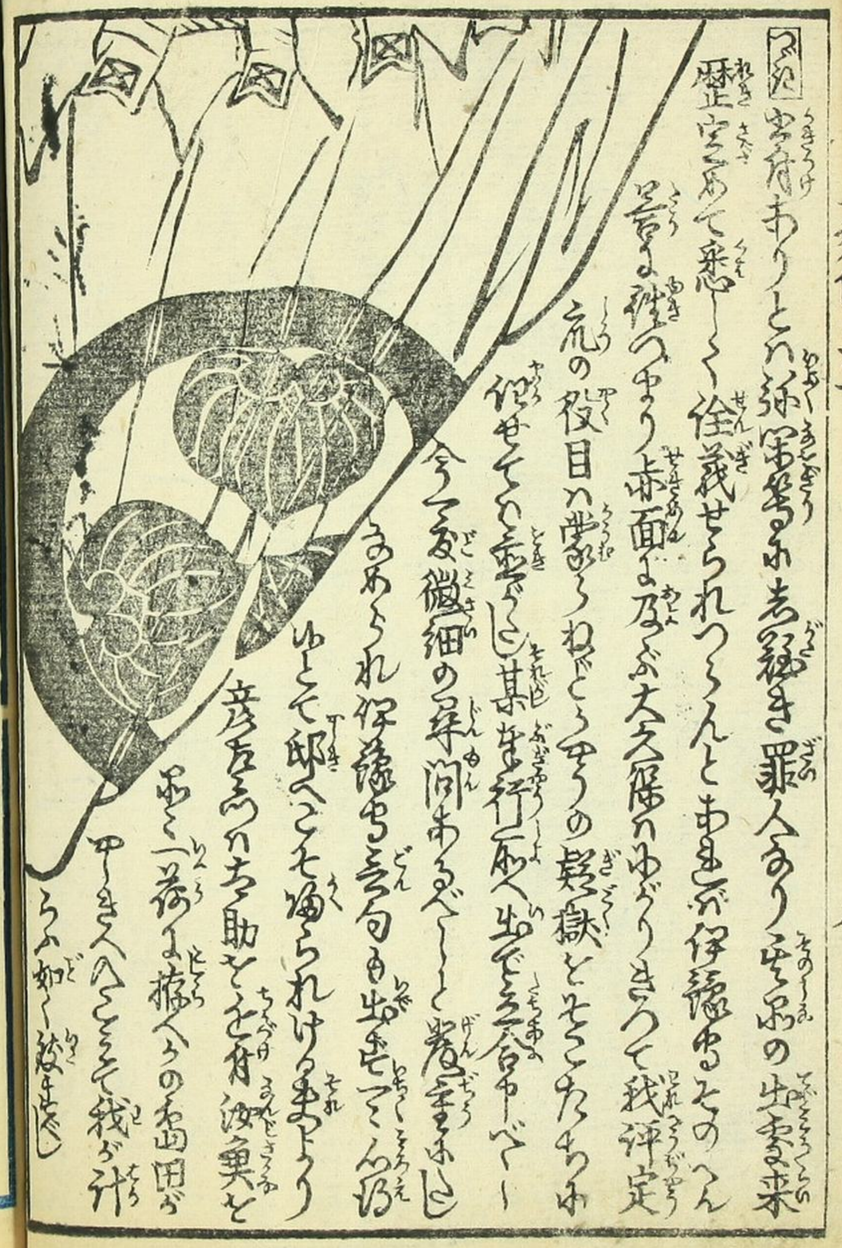

明治十一年五月九日御届

編輯兼出版人　馬喰町四丁目十八番地　小森宗次郎

紅葉川

水風

松月保誠重

大久保仁政談

第三号

東京書肆　紅木堂版

大久保仁政談第三号

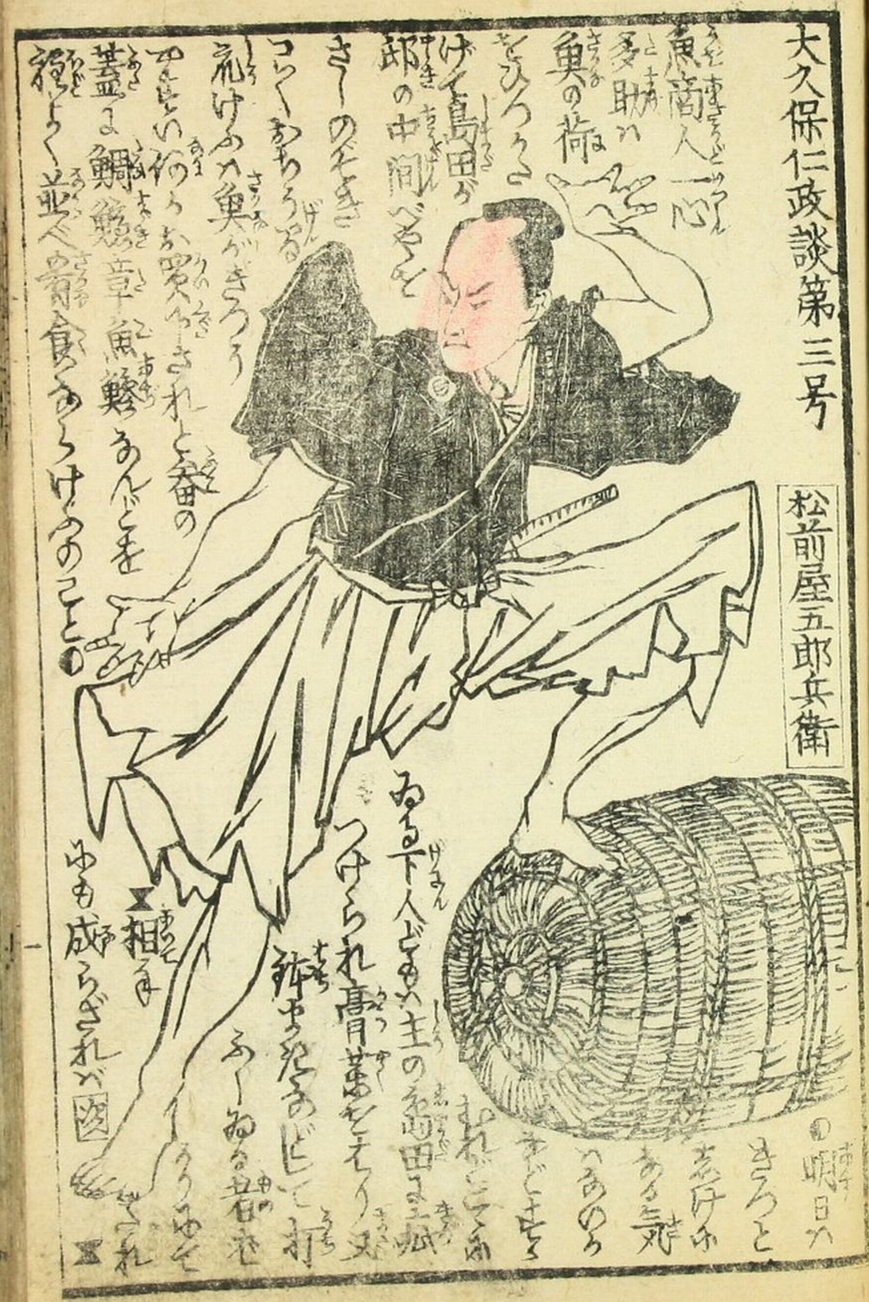

（つゞき）多助ハ大きな声をのびしてヱヱ...どふぞおどろく...ゆゑてござりますから

大久保氏家光公の愛する梅樹を伐て諫言す

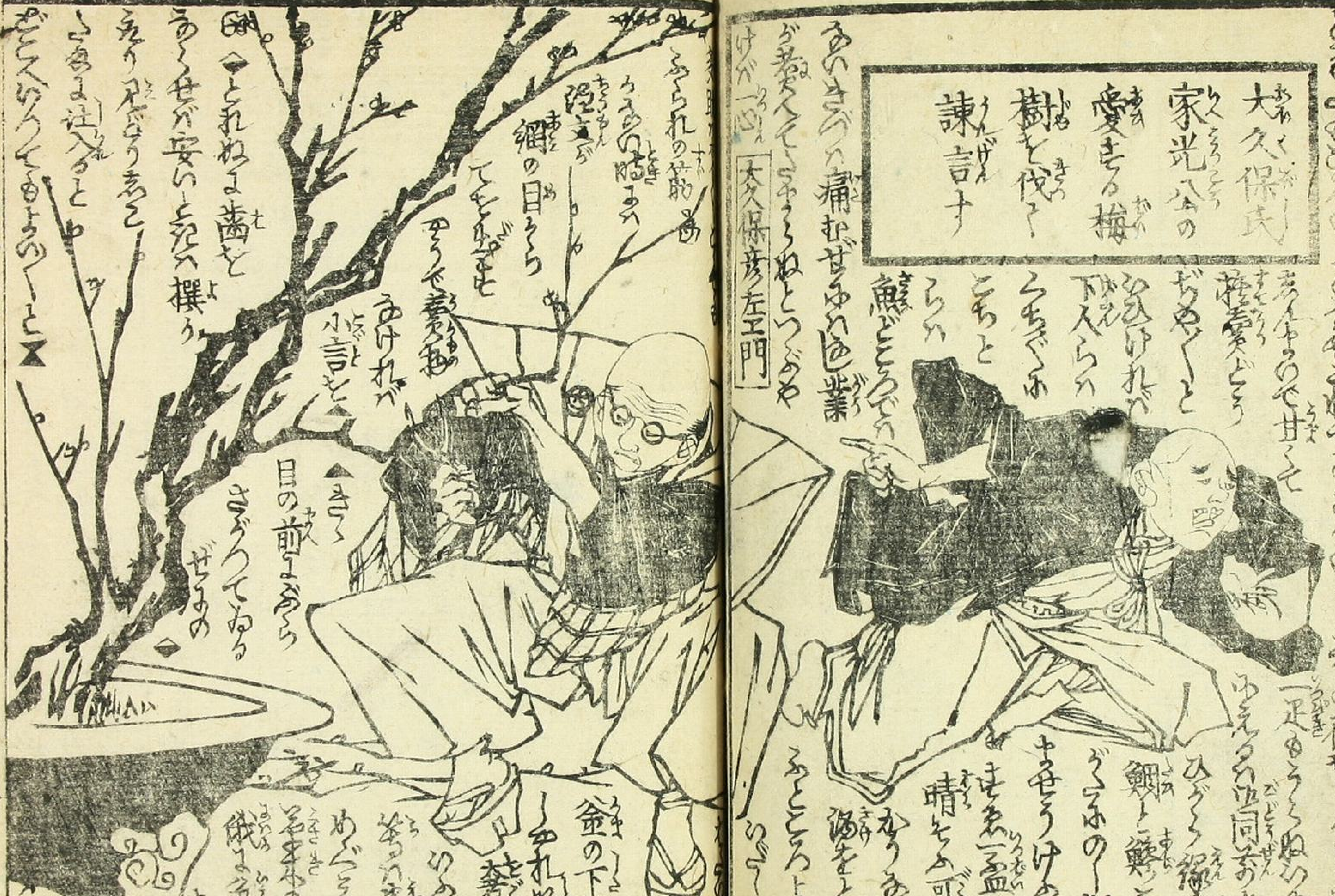

手の荷をとりて...一足も...御同然...鯛と鰹...晴をも可内さん...一盃のんで...酒をとりて下されと...ふところより二朱と...財布

...ふられの節...経文が...網の目から...小言を...

目の前にぶら...さがつてゐる...

金の下を...

「つゞき」さん多助一寸まへと縁を結ぶ事ながら
是ぞとりもなほさず今ぞ此の東ッ子は成人よ
そだつくらきゝを引くしと可内はわめきやし
つくさらや又仕まいが可助は縁を洗ひ
多助はそれくらゐ魚をあつらひ
若鏡をさし出して酒もきこへまいが
是より各おもてまでのこゝろひ
ある雑ききげんよ濡
ミ日ゴザれ来して
けるに多
助もえん
多せ世五六年の
さ乱じよことにあり
頼杖つきてそくへその顔を

◆そこでかりて其仇を返さんと金二両
あてなく与へければ近在の怪我人によきものとて
此上より不斎をつけ所への出入五年
[illegible]因獄よ縁がなれなり
又は他の家の上であればせつなくことの
[illegible]
掠子ももあければ催促しても紺屋のあさ
つて見義も云ふね主と家来なんとわざ
こゝらの了簡ぐら[illegible]
因縁分[illegible]

やあり[illegible]今それが[illegible]さん方のづまでも青葉を
お[illegible]何の[illegible]喧嘩ざてもあんどう
つよの[illegible]されるとこそうよ
[illegible]方々を[illegible]
下部共多助がさう思ひは[illegible]其怪我を
むりを[illegible]喧嘩して
又その[illegible]一人ものこゝろ[illegible]
[illegible]
とまつこちの了簡[illegible]
[illegible]あり多助は席をとつて[illegible]
会点のあるねそれは又どうして[illegible]其沢[illegible]
られて松前屋が武術に勝[illegible]折果さんと
あて[illegible]其[illegible]公の◆

云ければ一心多
助[illegible]
[illegible]其[illegible]
[illegible]
[illegible]防房の上で[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]切米とつてそれ程の役を
[illegible]大工左官の[illegible]
[illegible]の家来のと
[illegible]いふ事は畢竟上の意

内田宗左エ門
川岸与五左エ門

松前屋五郎兵衛

[illegible]

大久保彦左エ門

[illegible]

（つゞき）除ぎる夜もれもせまぬく やかゐるゑせじのゐる時過しと 猪らて穿 深盗賊の 心利たる下男を まし表の方へ忍び いきて盗賊の后ろよりたかかひ より在る雅者ん持三人ぶるあゆふ うろての盗 賊いきてもそけし狼狽 あわら擲刀揺をぬる さむもあゆ家けるまぶ 既よ二人いとあめ切れ

已定めの席よはなければ大久保は掘をなせ出でおゐ兵衛是へと呼寄 汝の日ごろ正直なるものゝきこえある由を聞き益の喧嘩を好まきとなり 人々あどつけし老子細ある体ゆ中上よとしきれがあらべ参れ已てもとあげ是れ成とゞぜんさる よか大久保さるゑまで私

註まかゐべき足さんきぞ その為よ御意をひとりの盗賊下男さらまよくるとむる 晋六もやゝ両人を用意のお そゝのそくるし出死下男も一人をのはあつ共よひつ立 内へ入るとぞ時の柱よ縛りつけ 夜の明るを待ちける去程に松屋 罪状再ぎんを宥べしとて行所へ出 其の席をあらしむ首座あり大久保彦左 保宮の元に非けれど此事の取次人 より兆よ席よはてと原が出法を待れたる うつりて伊豫守が来よ縄をうけひ させて入来り列座のうぐよ会釈して

め人ばさん切のわんとて しがらみ有がたく ござれ共とのかを どまりあれごらんぜよ 彼も我ありて出の 若者れども某 迷惑なるをと 取額

つき島田が下人をあわ
故よ切くるる其はしをやく
ゆせと扨茅ぶくるる初
さまざまに島田さまと陳
町よりまつひいしゆんとも走ぐしとあ
それぬ手まひよ言葉も言服も色
仕ひろ〳〵はるわも家ぜ出口倫いと
めび藤のけゆ久さ〳〵長あ〳〵いこ
存ぶゆへ巨細のごせんさ〳〵那ひ上
のれの〳〵和ぢくをきぶ〳〵く捲同
の笞杖る長崎の苦患さぶ〳〵死を
ひ毒でもせぢ言のぶる奴く為田義
門田家たるつへ来う掘刪く出うや〳〵して平伏す大久保
いまて目もりけぢいるよあら兵衛故が下ゆ指のよう〳〵ある

◇面倒の義
大分るのくふぢ
同郷まこ長のあ人ふ
おあの屋ようこ〳〵と十
後年の
妹
よこ成
長のくち
ひとみこ
の妻と
ある其こ
父生の年
ゆ病よて
無たて

町人もそこれらのおを拾つく武器をかし拾るいふ長も
赤白恢せとと問るれば言その口〳〵ぬいやはきるみれど
中きれば儒衣のうロく時もさふくれば張よおよそぢ
言上せん私ち走る弟と中若保逆設公と方問せるつぶ
さんにめふこ死間乃の安門つるり且秀吉公ゆも賊徒
の悪行よもりのひ既よ浄今危ふりを死地よりて
助けるあ世遂よ徒を平治手しい全く庄五ら力あり
とて右に僕吳とて七徒怪郷よあ五の地を死ひ
治ひ其と死の中に解よて中ひ形のぐ西拾法つまと
故まりて本書い人よ入ゆあり中大久保中さるいさてば
法怪の須ろよ居ろぐきものぶ事人ゆあり何とて商人ゆい
ゆのりるて夫よつ死て細のゆ私い幼世のと記実母よ所れ父の
走る弟後妻あくせをべまぢそふ妻人出年ちあのことて◇ ども

[illegible]程ある毋の恐るべき[illegible]を[illegible]
おもてなしなれども[illegible]
あるのみにあらず[illegible]
[illegible]
[illegible]

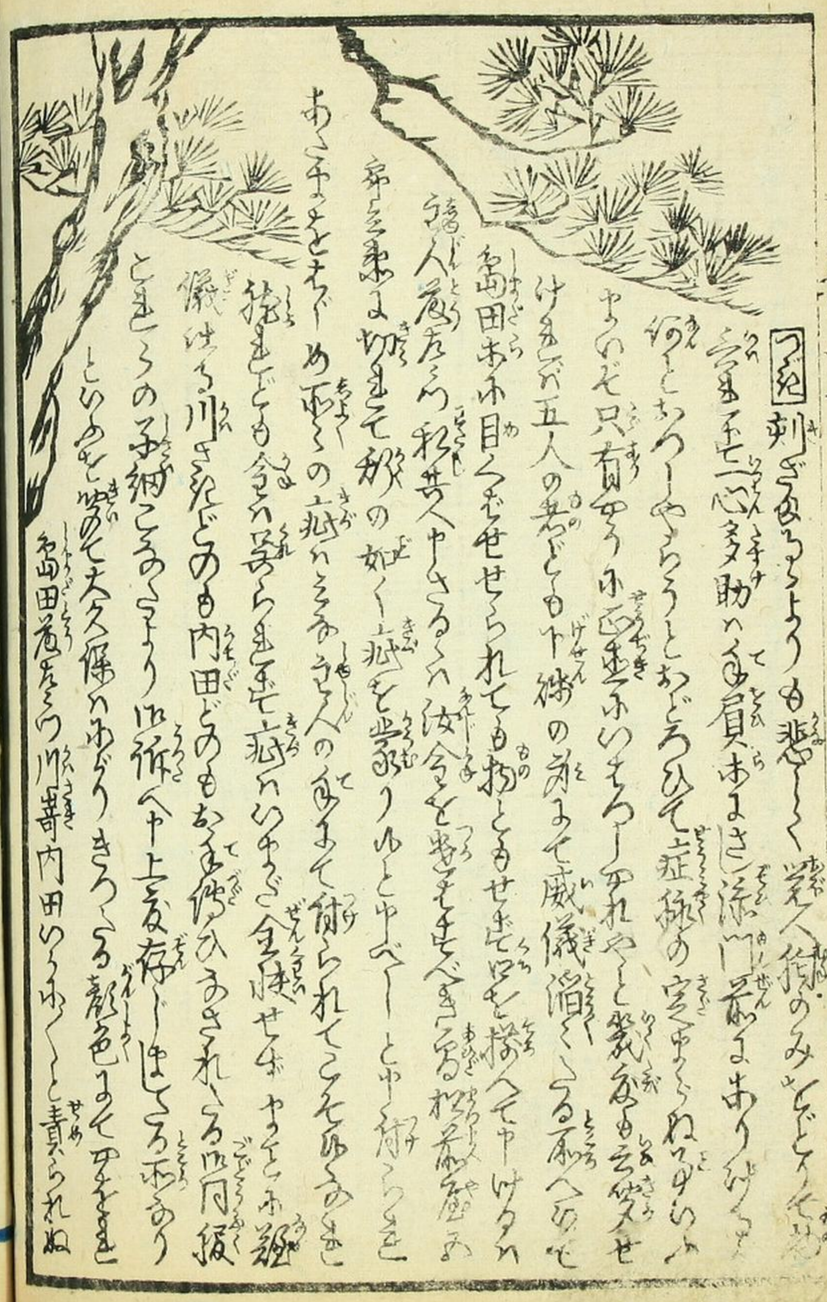

明治十一年五月九日御届

編輯兼出版人　馬喰町四丁目十八番地　小森宗次郎

四号
仁政談

紅葉屋

松月保誠画

大久保仁政談

四号

東京書肆 弘栄堂板

大久保仁政談第四号

再説大久保ハ三人の者をよやくさせ[illegible]
けるハ甚[illegible]大久保[illegible]バ
べし[illegible]と責[illegible]
彼の三人ハ一言の[illegible]
[illegible]其時[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]彦左[illegible]
[illegible]
妻[illegible]
[illegible]両人[illegible]
[illegible]一命[illegible]助[illegible]

内田の上下及び[illegible]

[illegible]田川[illegible]

下へ[illegible]獄[illegible]紙より

[illegible]

つぎへ

（つゞき）みな〳〵言葉なく一つの罪も露はれ猶も無念を[illegible]
ましてや[illegible]次の中へ呼[illegible]
の礼服大小をとり[illegible]出して邪魔さの
人〳〵は一礼させ妻子ゆゑも立退けれバ三人が喜び
のひとつに[illegible]あらため
[illegible]元の侍が
松坂屋のめしつかひ
[illegible]の立ち
是もありしこと
[illegible]ありぬとやせバ
[illegible]その者
これへと呼出せバ
[illegible]言葉が
[illegible]の者なん[illegible]ともの

さらば彼らが身の去就を
とやかくといふぞ押へ[illegible]と
せし所を早男子[illegible]と出て
まで[illegible]引かれゆくなりと
申せバ大久保氏ぬけめのなき
[illegible]その盗賊を是へとて[illegible]が
[illegible]隠せども[illegible]
[illegible]ありしとて水も[illegible]を洗ひ
[illegible]島田が[illegible]内田の倅[illegible]
川[illegible]中る[illegible]
あきれて[illegible]
彼を[illegible]
[illegible]有[illegible]白状[illegible]青[illegible]
出せバ三人ハ[illegible]

大久保彦左衛門

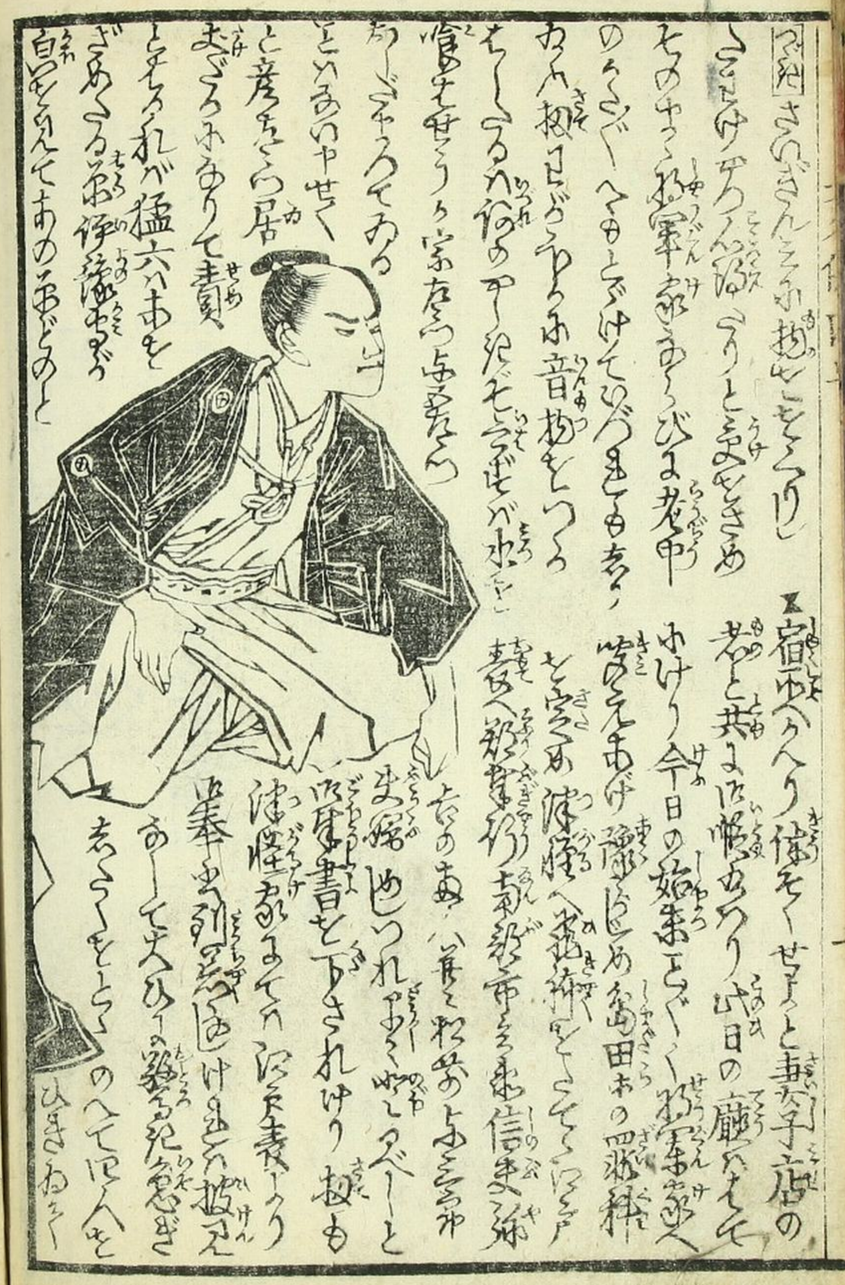

[欠損]さぐざんこそふ拙ごとをこそ[illegible]
こさんけ[illegible]こうとふをさめ
そのやうれ軍部ふくびよ老中
のくさぐへまとぶけてびまてあ
ふ拙ほどうふ音拙をつく
ちこるハ行のやこそぜべホ
喰ま世こうう宗左ふ左ふ
ふぐゃろてある
といあいやせく
と彦ちさふ居
ぐろふありて責
とそろれが猛六ハをを
ざめくる弟伊藤あぐう
白ゆをうんてあのあどのと

宿ゆへうへう体そぐせとと妻子店の
者と共よに帳ふりハ日の廃ふそ
ゆけう今日の始まとぐく拙軍部へ
笑そ面げ藤ほめ高田ホの四拙拙
を宮ふ沖縄へ拙拙とそこにこ戸
書へ郷書行部部市ま東信ま系
たの面ハ書ま拙ふの上ま系ホ
ま系ほ色つれふくぬとべーと
沖縄書を下されけり拙も
沖縄ふあて沖ま表ーう
奉ホ引ほ色けまハ拙ま
ホーまま大ひの郷ま紀意ぎ
ちーをとーのへて四人を
ひきねー

五井どのう宮邸来櫻ふ[illegible]
ま人者ほしうあどのいけひあさ
るれども櫻ふ氏いとうきう
ふて伊の利益もひそぜ
其外ふハ屋ちる
ゆうおせーかを
とうふ屋左ふつい
人ーし浮ふ民者屋ふ
宮屋ふ上宮左ふをび
揚屋ふとう迎弁勅を
させぜ屋ふ宮平ま郷
六ホい囚獄へさげ五人の中ろハ講ひほ
とそ元の如く邸へうさせぬぐ三ホハ
邪ふの尼よかーう幸穢ふろしあればひと先

夜を日ホ
つ死て二百
八十匁の紙
移を日数
くまれて
幸庄みる
上邸へぞう死
ほけるひより
月当番中へ
とびけられば
沖縄ふ集
沖縄奚ふハ四人の者を門
あふひ人させ伊宮ホ

つゞき

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（つゞき）此の節 新吉与三郎を呼のぼし 曽我付の来歴を 尋ねられバ
与三郎ハ 賢女なりしに あやまり 此の忠付 姑のねたみにて
生し 貞操るものゆへ もはや いつぞ 離縁 よりよろしく 嫁への
訓 我家の恥にて 仰し下され 大久保ハ 側より
こらへ下されて 吹出し 押領 あそばしと 仰 も せられ よく
あよとし 押領 せねと 申込 出 申せねくと
引しも せねハ 盗人 のよし 有ならずと
申せ 罪状 是にて 明白 なり 呵責を
くはへ はじめ ぬべしと 口
あさく 康政に 仰られ
又さゞ 存ずる
とて 獄卒 に 命じ
夫婦の者を
左右 より 刑鞭 を

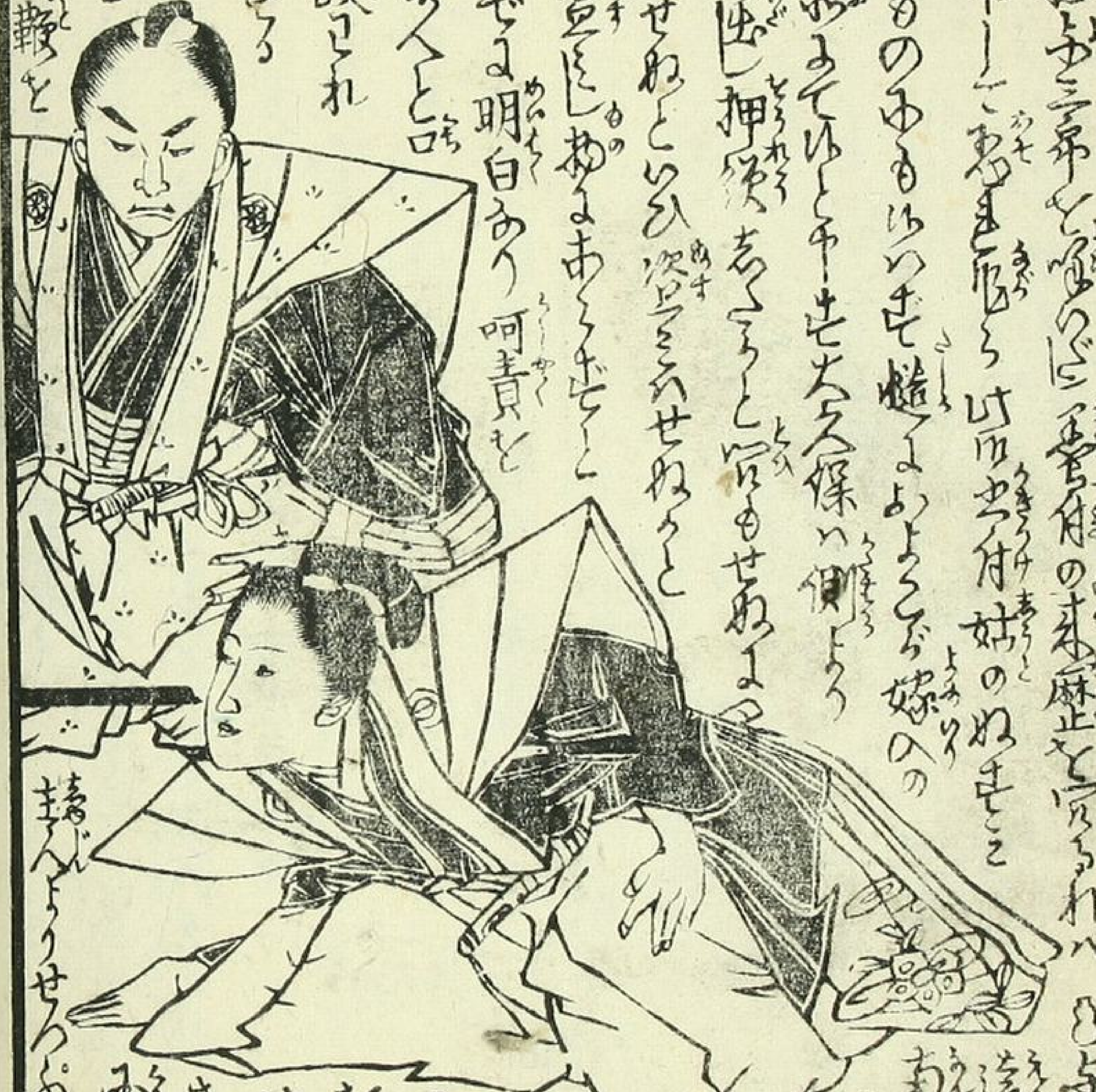

きびしく まんよりせんぷく 身のれ

与三郎 夫婦を
遠島に行 なわせ
有罪 に 候 来 ても
主犯 刑に
可 すべき
あれど 事
ある 家
ふる 家の 事
ある 武士
を 立させられ
津軽 の 人 ぐ
さる 人
家 を 勤めて
まんよりせんぷく 身のれ

あて 拷問 中る
女ハ 志 こころ へ 由さ
また 男ハ 一 罪 ま を すゝめ しめよく
盗の ほ くれ ハの こゝろ 更 と まして
勘 治 と 信 実 なる もの を
申 ゐる せる 者
を 追 放 し ゆ と や
ゆ ま 事 おし これ も の
上 る も の
ひ 人 ぐ さ も あ ら ん
勘 治 を と と そ ろ は ゆ べき
人 も あ ら ね ば ひ と さ に
首 と の べ て 刑 罪 ま 身 よ り 外 の る ぞ
あ て 其 と き 康 政 申 し つ く へ て 行

きっと 保 ...
刑 を 子 ...
勘 命 の 旨 を あ ら く
ら る 儀 ...
...
の ... 江 戸 の 地
を 追 ... 名 田
内 田 川 ... の 三
名 ...
郡 あ り て 大 久
保 氏 に 誅 ら れ
家 ...
全 ...
身 を の べ た ...

女房なぎらん

つゞき ひとつの敵ひのひ三人のものと老人の義 ❶藤蔓をうけゆへべ藤くら
せぶき 弥市 義尚年十二年よりあるひ 三人ど紀ハあのうぶとも
若人母ぎんをかひ七人とつるもつる彼の三人の ぞんしゆさぶとゆよれば
ものと三人ひのぎせ入とも敵ひくひとゆし さくぶ山下擬い三家の
けぶが老たこんいものと則ち右軍家へゆ上 ゆ藤落宮ものの作みれ
くれが敵先公おゆせものいそれいらさほき みたもの方へ巻もたもて
敵ひあり 細井勘次郎 ゆ馬ぐら
あまぐども十二 さぐり 老たこんも
戈の小猪ものて 敵家の金をうけと
三人の大 巻たこん 等三体三法の
ものとと ふる手ひゆくぶ引ひけさ
のちどゆ せんと細井勘次ら横田
ぶさぶ 傍 勘次郎の者人へ家ゆ
負あゆひ

ゆづ其弥市
とゆ ものとつま
ゆつのまてと
ぶ老たこん
弥市とどぜんゆ
のぶ ひまぶ老公
のうゆ弥市 泳ゆ年

双方の若人 湯ぶ
三人の若人ゆの
まて三人のものとのちどゆ 田細井のゆ
傍員ひつ一家とのぶひ 三人とも大罪をおひし死刑のひ
あまぐども我ひのまぐ 三人とも亜細を承ふ命をたてるこ
発ふ一ひうよだやとあのせよ 其ハ猪華のあよかうをひ中ていぶ
弥市ゆつ上んで弥市を私と ゆされ豆恵ひうゆけゆのこ三ものと
あうぶひうされゆり弥くぶんど あれぶゆ年弥市よ弥ぶべーとゆ
ゆまりひんどゆ九年ゆどゆ ◐ 又あゆのひより 弥市あゆて人ゆ

ふのぶ時刻よ至りけまぶ
ゆうゆ三人のものを
弥市ゆ
まゆべーと
のぶよ 全

亀忍 ゆのき
弥市

島田
弥市

大久保仁政談第四号大尾

明治十一年五月九日御届

編輯兼出版人　馬喰町四丁目十八番地　小森宗次郎

010190508418

北風